令和2年度第3回三次市農業委員会総会 議事録

- 1. 開催日時 令和2年6月5日(金)午後1時21分から午後2時6分
- 2. 開催場所 三次市役所 601 会議室
- 3. 出席委員(10人)

1番 有重 頁 3番 上田 憲昭 5番 加藤 好隆 7番 木原 孝行 9番 橋本 正二 10番 橋本 洋資 12番 平尾 敏之 14番 福田 博之 17番 向井 泰治 19番 吉森 法和

4. 欠席委員(9人)

2番 池本 秀雄 4番 大前 万寿美 6番 河本 研二 8番 寺重 茂晴 11番 林 敏明 13番 廣瀬 勝秀 15番 松山 和登 16番 箕田 英紀 18番 横田 和彦

5. 議事日程

報告第4号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

報告第5号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)

報告第6号 非農地証明願承認

報告第7号 農地転用(農業用施設)届出

報告第8号 農地法第5条買受適格者証明

議案第12号 農地法第3条

議案第13号 農地法第5条第1項

議案第14号 農用地利用集積計画

議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に 対する意見

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

- 7. 会議の概要
- 係 長 只今から、令和2年度第3回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本 会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長 あいさつ)

- 係 長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規 定により会長が総会の進行を行います。
- 議 長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

なお,前回総会での申し合わせのとおり,新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環として,今回から当面の間,総会への出席委員数を制限して開催します。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は10人であります。よって、 総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に,加藤委員,木原委員の両名を指名いたします。よろしくお 願いいたします。 それでは、令和2年度第3回三次市農業委員会総会を開会します。

- 議 長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。
- 係 長 それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第4号から報告第8号までの5件です。

議案が、議案第 12 号から議案第 15 号までの 4 議案です。慎重にご審議のうえ、ご 承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議 長 議事日程に従い、報告第4号から報告第8号について事務局から順次説明を求めます。
- 係 長 報告第4号「利用権の終了(農用地利用集積計画)」について2件ご報告いたします。 内容は,5月11日までに,利用権設定の解約の申出があったものです。詳細につい ては,議案書をご一読ください。

報告第5号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」について7件ご報告いた します。

内容は, 5月11日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。詳細については、議案書をご一読ください。

報告6号「非農地証明願承認」について4件ご報告いたします。

申請番号 1 申請地が,東酒屋町______,ほか 2 筆,非農地となった理由は,昭和 54 年からの耕作放棄,または,昭和 35 年の母屋の増築により,それぞれ原野化または宅地化し,現在に至っています。

申請番号2 申請地が、東酒屋町______、非農地となった理由は、昭和55年頃から耕作放棄、山林化し現在に至っています。

申請番号3 申請地が、吉舎町吉舎______, 非農地となった理由は、昭和30年頃から庭として利用、宅地化し現在に至っています。

申請番号4 申請地が、廻神町______、非農地となった理由は、昭和50年頃から耕作放棄、山林化し現在に至っています。

報告第7号「農地転用(農業用施設)届出」について2件ご報告いたします。

申請番号 1 届出地が, 布野町下布野______, 面積が, 2,151 ㎡の内, 43.45 ㎡, 届出人が, ●●●●さん, 内容は, 農業用倉庫の建築です。

申請番号 2 届出地が,三和町上壱_____,面積が,726 ㎡の内,179.7 ㎡,届出人が,●●●●さん,内容は,農機具格納庫の建築です。

報告第8号「農地法第5条買受適格者証明」について1件ご報告いたします。

申請番号 1 申請地が,甲奴町有田_____,面積が 213 m^2 ,申請人が, $\bullet \bullet \bullet \bullet$ さん,申請内容は宅地拡張です。

本件は、民事執行法による競売に付された物件への入札に当たり、買受適格者証明

の申請があったものです。

申請内容について,書類審査及び地元委員,推進委員,事務局による現地調査を実施し,農地転用に係る許可基準に合致するものと判断し,証明したものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。報告については以上です。

議 長 報告第4号から報告第8号を報告いたしました。 報告5件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

- 議長議案第12号「農地法第3条」について事務局から、順次説明を求めます。
- 係 長 議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請」について8件,ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 8 申請地が、南畑敷町______、面積が 1,011 ㎡、譲受人が、社会福祉法人 $\oplus \oplus \oplus \oplus \circ$ 、新規営農です。

本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、農地法第3条第2項ただし書きに基づき、「社会福祉法人が、社会福祉事業の目的に供する場合」は、例外的に、農地の効率利用義務、常時従事義務、下限面積要件が適用されないこととされています。以上です。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 3 番 譲受人が従前から借り受け、畑として耕作されています。農機具は、譲渡人の物を 利用して耕作されます。当面、とうがらしの栽培をされます。障害者福祉施設の農業 部門として耕作をされます。規模の拡大も計画されています。周辺農地への影響はあ りません。審議のほどよろしくお願いします。
- 議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号8を決します。

申請番号9と申請番号10は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。 事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号9と申請番号10は、農地の等価交換です。

申請番号 9 申請地が,上川立町_____,面積が 170 ㎡,譲受人が, ●●●●さんで,経営面積は 12,402 ㎡です。

申請番号 10 申請地が,上川立町_____, 面積が 176 ㎡, 譲受人が, ●●●●さんで, 経営面積は 9,600 ㎡です。

本 2 件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 7番 申請地は、以前から、両者が所有する農地の一部をほぼ同じ面積になるようにコンクリートの畦畔を設置して、それぞれの自宅からの利便性を考慮し、交換して耕作されてきていましたが、この度、権利関係を現況と一致させるため、整理を行うものです。なお、双方とも経営農地は全て耕作されており、所有する農機具、及び農業に従事する状況などからみて、今後もより一層農地の効率的な利用が確実に図られることが見込まれます。権利取得により周辺農地の効率的な利用に支障が生じる恐れはないと認められます。審議のほどよろしくお願いします。
- 議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員举手)

- 議 長 異議なしと認め、申請番号9と10を決します。 次に申請番号11の説明を求めます。
- 係 長 申請番号 11 申請地が, 高杉町_____, 面積が 172 ㎡, 譲受人が, ●●●●さんで, 経営面積は 1,391 ㎡です。

本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 14番 譲渡人は東京都に住まわれ、こちらへ帰られる予定がなく、家屋敷も売却されました。譲受人は親戚にあたりますが、譲受人がずっと管理・耕作されてきていました。 現在、玉ねぎ、えんどうなどを作付けされており、今後も耕作される見込みです。農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されます。審議のほどよろしくお願いします。
- 議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

- 議 長 異議なしと認め、申請番号 11 を決します。 次に申請番号 12 の説明を求めます。

本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 15番 松山委員より,地元委員の意見を預かっていますので,読み上げます。

譲受人は、当該農地近くに平成29年に空き家を取得されており、保有農機具や、従事者の状況をみても、今後、効率的に利用されるものと見込まれます。

議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

- 議 長 異議なしと認め、申請番号 12 を決します。 次に申請番号 13 の説明を求めます。
- 係 長 申請番号 13 申請地が, 高杉町_____, 面積が 287 ㎡, 譲受人が, ●●●●さんで, 台帳上, 経営地はありませんが, 賃借により耕作してきた農地, 3,277 ㎡について, 利用権設定見込みです。

本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

- 議長地元委員の意見はありませんか。
- 14番 現在,譲受人は、農地 3,277 ㎡を,就農以来 20年間,口頭契約で借り受け、いちごの栽培をされてきていました。今回,自家消費野菜用の農地として譲り受けることとなり、口頭契約の農地についても、合わせて利用権設定をされます。今後もいちご栽培を中心に将来にわたって農業を継続されていきます。審議のほどよろしくお願いします。
- 議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員举手)

議長 異議なしと認め、申請番号13を決します。

申請番号6と申請番号7は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。 事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 6 と申請番号 7 は、保留案件です。譲受人が、●●●●さんで、新規営農です

申請番号 6 申請地が,東酒屋町______,ほか 3 筆,面積の合計が 2,345 ㎡です。申請番号 7 申請地が,東酒屋町______,ほか 1 筆,面積の合計が 1,718 ㎡です。本 2 件は,別紙農地法第 3 条調査書のとおり,農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため,許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

- 議長地元委員の意見はありませんか。
- 事務局 16番 箕田委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。

申請番号6の譲渡人、●●●●さんと、申請番号7の譲渡人、●●●●さんは、隣同志です。●●●●さんは高齢で、数十年前から農業に携わっておられません。現在は娘さんのところに転居されており、以前から住宅と農地を処分したいと思われていました。

また, ●●●●さんは, 既に転居され, 住宅と農地を処分したいと思われていました。この度, 両人とも譲受人と譲渡の合意が成立しました。

譲受人は、●●●●さんの住居を建て替えて移住されます。新規営農者ですが農地はいずれも近くにあり、友人から農業技術を学び、果樹・野菜を栽培し、トレッタみよし等に販売する計画です。農機具は、順次整備する計画で、農地の全てを耕作できると見込まれます。

また、地元常会の会合にも出席し、営農計画等を説明し、周囲の方の合意も得られており、悪影響を及ぼすことは無いと認められます。審議のほどよろしくお願いします。

議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員 (全員挙手)

議長 異議なしと認め、申請番号6と7を決します。

議案第12号「農地法第3条」については、申請番号8から申請番号13まで、並びに申請番号6及び申請番号7を異議なしと決します。

議案第13号「農地法第5条第1項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について3件,ご説明申し上げますので,ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 6 申請地が, 東酒屋町______, 面積が 24 ㎡, 譲受人が, ●●●●さん, 申請内容は, 宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。以上です。

- 議 長 地元委員の意見はありませんか。
- 事務局 16番 箕田委員から、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。

平成10年に●●●●の造成に際し、細長く農地が残り、農地としては利用できない状況です。この度、双方で売買が合意されました。

譲受人は、申請地を宅地として利用されます。このことによって周辺の環境、対人 関係に悪影響を及ぼすことは無いと認められます。審議のほどよろしくお願いします。

議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員举手)

- 議 長 異議なしと認め、申請番号6を決します。 次に申請番号7の説明を求めます。
- 係 長 申請番号 7 申請地が,甲奴町有田_____,面積が 213 ㎡,申請人が,●●●● さん,申請内容は宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

本件は、農地法第5条買受適格者である申請人が、民事執行法による競売において

落札し、申請したものです。以上です。

議長地元委員の意見はありませんか。

事務局 15番 松山委員から、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。 申請地は周辺宅地と併せて競売物件として買い受けられたもので、既に前所有者に よって、倉庫の建築、宅地化がされています。また、雨水等周辺に与える影響はない と考えます。

議長これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願します。

全委員(全員举手)

議 長 異議なしと認め、申請番号7を決します。 次に申請番号2の説明を求めます。

係 長 申請番号2は保留案件です。 再度保留とします。理由は地元調整に時間を要しているためです。

議 長 議案第13号「農地法第5条第1項」について、申請番号6、申請番号7を異議なし と決します。申請番号2は保留とします。

議案第14号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第14号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

45ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。

農地中間管理権の取得を伴わない賃借権設定が、11 件で 30,002 ㎡、農地中間管理権の取得を伴う賃借権設定が、45 件で 220,492.48 ㎡、合計が、56 件で 250,494.48 ㎡です。各申請については、14 ページから 44 ページに掲載しておりますので、ご一読をお願いします。以上です。

議長質疑はありませんか。

(審議なし)

議 長 それでは、議案第14号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。 異議なしと思われる方は挙手をお願します。

委 員(全員挙手)

議長賛成多数、異議なしと認めます。

議案第14号「農用地利用集積計画」について、承認することに決します。

議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案 に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろし くお願いいたします。

本件は、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1件目、布野町室谷地区で作成されている人・農地プランに基づき、プランの担い手である、農事組合法人 $\oplus \oplus \oplus \oplus$ に、農地 12 筆、14.310 ㎡を転貸するものです。

2件目,甲奴町本郷地区において,地域の担い手である●●●●さんに,農地3筆,7,408㎡を転貸するものです。説明は以上です。

議 長 審議を求める。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第 15 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用 配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は 挙手をお願します。

全委員(全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと認めます。

議案第15号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決します。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。 続いて、向井委員から役員会の報告をお願いします。

(役員会報告)

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。 以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は,7月6日(月)午後1時30分から,三次市役所6階601会議室で総会を 開催する予定です。

以上で令和2年度第3回農業委員会総会を終了します。